

【西海岸公園一部の管理運営作業】

I 作業依頼期間

令和5年度：契約日から10月31日（火）とする。

令和6年度以降は別途協議とする。

II 作業内容等

1 園内除草・清掃

別紙図の公園範囲の除草（頻度：原則月1回以上）

ゴミ拾いなどの清掃作業（頻度：原則月1回以上）

2 園内点検

駐車場や遊具やベンチなど公園施設の点検（頻度：適宜）

公園内に事故や異常がないかパトロール（頻度：適宜）

事故や異常を発見した際の建設課への通報・初期対応（利用禁止対応など）

3 除砂対応

駐車場などの除砂対応（頻度：建設課と対応協議）

III 令和6年度以降の追加作業について

令和6年4月以降（令和6年2月頃協議により詳細決定）

4 跳躍系遊具の管理

跳躍系遊具の入退場ゲートの開閉及び降雨時の閉鎖

開閉時間については今後の協議とする

令和7年度以降～

5 遊具利用者の見守り

将来的にユニバーサル遊具を設置した場合の見守り（頻度：常時）

IV その他

・令和6年度以降から追加となる作業の対応等については別途協議を行い両者合意の上、契約を締結する。

・上記、管理運営を遂行するにあたり、補助金などを活用して建設課と協議の上、公園敷地内に建築物等の設置は可能とする。

・緊急時の連絡先を明記した看板等を提案者の負担において設置すること。

・当作業にかかる保険等の加入については本市と別途協議とする。